

(表)

9cm	
第 号	
身 分 証 明 書	
	所 属
	職 氏 名
	生年月日
上記の者は、野田市あき地等の環境保全に関する条例施行規則第5条第1項の規定に基づき立入ることができる職員であることを証明する。	
	年 月 日 発行
	野田市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>

6cm

(裏)

野田市あき地等の環境保全に関する条例施行規則(抜すい)
(立入調査)
第5条 市長は、勧告若しくは命令を行おうとするとき、又は命令の履行の状況を調査するため、必要があると認めるときは、必要な限度において、当該職員をして、あき地等に立入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の職員は、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。